

「大学弾圧立法」制定に抗議し、大学の民主的改革をおし進めよう

われわれ地学団体研究会は、国民のための科学をめざして、日本の地学教育・地質学界の発展のために、また日本の民主主義確立のために、創立以来、三位一体の科学運動をおしすすめてきた。

政府・自民党は、多くの大学関係者や、広範な国民の世論を無視して、ファッション的な強行採決をくり返し、8月3日には、国会史上かつてない手段を用い、暴力的に「大学法案」をおし通した。このような、自民党・佐藤内閣による暴挙は、議会制民主主義をまったくふみにしろものである。

この「大学法案」は、われわれが再三の声明や訴えで示してきたように、いわゆる「全共闘」などを名のる一部暴力学生集団による「バリケード封鎖」や暴力行為などを利用し「紛争収拾」に名をかりて、国家権力による大学支配を企図したものである。この「大学立法」の背景は、小・中・高校と進めてきた教育の反動化・軍国主義化の大学への拡張とその総仕上げ、政府の科学技術政策に示されている「産・軍学協同」をめざした学問・研究の国家統制にある。そして今回の「大学立法」は、大学の自治、学問・研究の自由、思想の自由の圧殺をはかり、民主主義をふみにじろうとするものである。このように、憲法、教育基本法などを無視した悪法を認めることは、日本の将来に重大な禍根を残すものである。

われわれ地学団体研究会は、三位一体の科学運動のなかで、数多くの条件をかちとってきた。しかしながら、今回の「大学法案」は、上述のように憲法などで認められた自由をも圧殺するものであり、われわれの三位一体の科学運動を否定するものである。

大学問題は、広範な国民の理解と支持のもとに大学人が自主的に解決してゆくべきものである。したがってわれわれは「大学立法＝大学弾圧立法」の実質化を許さぬために、また議会制民主主義破壊を糾弾するために、政府・自民党の責任を追及し、国会の解散を要求する。さらに、「法案」の施行に手をかし、また全国の各大学の民主化闘争の先頭に立ってたたかっている地学団体研究会会員に数々の暴力行為を加えている「全共闘」などの暴力学生集団を徹底的に糾弾するものである。

そして、そのようなすべての障害をはねのけ、急務となってきた大学の自主的・民主的改革を一層力強くおしすすめ、三位一体の科学運動を躍進させることをここに声明する。

1969年8月10日

地学団体研究会総会